

# 電算労コンピュータ関連労働組合同規約・諸規定

## 規 約

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 本組合は電算労コンピュータ関連労働組合と称する。ただし、通称をコンピュータ・ユニオンとする。

#### (事務所)

第2条 本組合の本部は東京都台東区根岸3丁目25番地6号におく。

#### (法人)

第3条 本組合は法人とする。

#### (目的)

第4条 本組合は組合員の団結と民主的運営により、運動方針・決議等の実現を計ることを目的とする。

#### (事業)

第5条 本組合は目的達成のため次の事業を行う。

1. 組合員の労働条件の改善並びに地位の向上に関する事。
2. 労働協約の締結、労働諸法規の改定に関する事。
3. 職業安定法に基づく労働者供給事業を行う。
4. 組合員及び家族の福利厚生に関する事並びに共済事業。
5. コンピュータ技術の習得、教育に関する事。
6. 組合員の啓発及び宣伝に関する事。
7. 趣旨を同じくする他の団体との協力提携に関する事。
8. その他目的達成に必要な事。

### 第2章 組 織

#### (範囲)

第6条 本組合は規約及び方針を承認するコンピューター関連の職場に働く労働者で組織する。但し使用者もしくは使用者の利益を代表するものは組合員になることはできない。

#### (平等の原則)

第7条 何人もいかなる場合においても人種、宗教、信条、年齢、性別、身分等により差別されることなく、平等の権利と義務をもち、組合員たる資格を奪われない。

#### (構成)

第8条 本組合は次の組織区分によって構成する。

1. 本部
2. 支部

(本部)

第9条 本部は組合の全体を統括し、組合を代表して業務を行うもので、各機関を設けて支部及び組合員の指導と統制を行う。

(支部)

第10条

1. 支部は職場別を基礎として、職種別、地域別にも設けることができ、該当する一定以上の組合員で構成する。
2. 支部の設置及び改廃はその支部の組合員の総意にもとづき執行委員会で決定する。
3. 支部は組合の規約及び本部の決定に反しない限り、その運営の自主性が認められ、支部独自の問題について要求を決定し、団体行動を行い協約を結ぶことができる。
4. 支部はその諸活動をすみやかに本部に報告しなければならない。

### 第3章 権 利 と 義 務

(権利)

第11条 組合員は次の権利をもつ。

1. 組合が行うすべての事業及び活動に参加し、平等の利益を受ける権利。
2. 規約にもとづいて、組合のすべての機関の役員を選挙し、また選挙される権利。
3. 規約にもとづいて、組合の運営に参加し、発言し、決議する権利。
4. 正当な手続きにより、機関及び役員に対しリコールする権利。
5. 所定の手続きにより、会計簿、議事録を閲覧する権利。
6. 罰則処分に対する弁明・弁護の権利。

(義務)

第12条

1. 組合の方針の実現のために努力し、規約並びに各機関の決定に従って行動する義務。
2. 組合の目的達成のために行う事業及び活動に参加する義務。
3. 組合費及び負担金を決定に従って納入する義務。

### 第4章 加 入 と 脱 退

(加入)

第13条

1. 本組合に加入しようとする個人は、加入申込書に加入金を添えて届けなければならない。

また、本組合に加入しようとする労働組合は、その全組合員の加入申込書の提出、加入金の支払いを代行することができる。

2. 第6条による加入の可否は執行委員会で決定する。ただし、執行委員会の委任により、支部委員会でこれを代行することができる。

(脱退)

第14条 組合から脱退しようとするものは、脱退届を支部を通じて執行委員会に届出なければならない。

(資格の喪失)

第15条 組合員は次の場合その資格を失う。

1. 規約で定めた失格事由に該当したとき。
2. 組合を脱退したとき。
3. 死亡したとき。
4. 組合を除名されたとき。

(除名)

第16条 組合費をいちじるしく滞納した場合、もしくは、組合員として規約にいちじるしく違反する行為をした場合は除名することがある。

除名の決定は大会の承認を必要とする。

## 第5章 機 関

(種類)

第17条 本組合に次の機関をおく。

1. 本部機関 ①大会 ②執行委員会
2. 支部機関 ①支部総会 ②支部委員会

### 第1節 大会

(性格)

第18条 大会は本組合の最高決議機関であって、支部選出代議員及び本部役員で構成される。

(開催)

第19条 大会は定期大会と臨時大会とし、執行委員長がこれを招集する。定期大会は毎年原則として2月に開催し、臨時大会は次の場合に開催する。

1. 執行委員長が必要と認めたとき。
2. 組合員の3分の1以上の要求があったとき。

(付議事項)

第20条 大会に付議する事項は次の通りとする。

1. 年度活動報告
2. 運動方針
3. 規約の改廃
4. 予算及び決算
5. 役員の選出
6. 組合の合併または解散
7. 上部団体への加入または脱退
8. 争議権の確立
9. 機関及び役員のリコール
10. その他執行委員会で確認した重要事項

(代議員の選出)

第21条 大会代議員は各支部組合員の直接無記名投票によって選出され、その定数は各支部組合員総数を基準にして一定の比率で定める。比率については執行委員会で決定する。

(任期)

第22条 大会代議員の任期は1年とし、欠員が生じたときは同一選出体で補選する。但しその任期は前任者の残りの期間とする。

(成立要件)

第23条 大会の成立は代議員総数の2分の1以上の出席を必要とする。委任は出席代議員一人につき1名限りとする。

(議決)

第24条 大会の議決は出席代議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。但し第20条3号、6号、8号は全代議員の直接無記名投票によって決定し、3号、8号については過半数、6号については3分の2以上の賛成を必要とする。

(議長)

第25条 大会の議長はその都度出席代議員の中から選出する。

第26条 大会の運営及び役員選挙については、大会運営細則・選挙規定を別に定める。

## 第2節 執行委員会

(性格)

第27条 執行委員会は大会の決定に従って組合業務を執行する。

(招集)

第28条 執行委員会は執行委員長が必要に応じ、随時これを招集する。

(責任)

第29条 執行委員会は大会に対してその責任を負い、執行事項は大会で報告されなければならない。

(書記局)

第30条 執行委員会の下に書記局を設け、組合の日常業務を処理する。

(専門部)

第31条 書記局の下にその補助機関としての専門部をおく。専門部の部長は原則として執行委員の中から、部員は組合員の中から執行委員会で任命する。

(特別委員会)

第32条 執行委員会は必要に応じ、特別委員会を構成して、委員を任命もしくは委嘱することができる。

## 第3節 支部

(支部総会)

第33条 支部総会は支部に所属する全組合員で構成し、大会の決定を具体化する。また支部の年度活動報告、運動方針、予算及び決算を承認・決定し、支部役員を選出を行う。

(支部委員会)

第34条 支部委員会は本部及び支部総会の決定に従って組合業務を執行する。支部委員会の下に書記局及び専門部をおく。

(支部全員投票)

第35条 支部全員投票は争議権行使の確認その他本部執行委員会が認めた重要な事項について行う。

(運営細則)

第36条 支部の運営細則は別に定める。

第6章 役員

第1節 本部役員

(種類)

第37条 本組合は次の役員をおく。

1. 執行委員長 1名
2. 副執行委員長 若干名
3. 書記長 1名
4. 書記次長 若干名
5. 執行委員 若干名
6. 会計監査 2名

(職務)

第38条 本部役員の職務は次の通りとする。

1. 執行委員長は組合を代表し、その業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。
2. 書記長は書記局の責任者として、組合の日常業務を管掌する。書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故あるときはこれを代行する。
3. 執行委員は執行委員会を構成し、組合業務を分担執行する。
4. 会計監査は組合の会計を監査する。

(役員を選出)

第39条 本部役員は大会において代議員の直接無記名投票によって選出する。

(任期)

第40条 本部役員の任期は1年とし再選を妨げない。

(職員)

第41条 組合の日常業務を管理するために、職員（事務局員）をおくことができる。その決定は大会で行い、執行委員会がこれを任命する。

第2節 支部役員

(種類)

第42条 各支部に次の役員をおく。

1. 支部委員長 1名
2. 支部副委員長 若干名
3. 支部書記長 1名
4. 支部委員 若干名
5. 支部会計監査 2名

(職務)

第43条 支部役員の職務は第38条本部役員の職務に準ずる。

(役員を選出と任期)

第44条 支部役員は支部総会において出席組合員の直接無記名投票によって選出する。任期

は1年とし再選を妨げない。

## 第7章 会 計

### (収入)

第45条 本組合の会計は次の収入によってこれにあてる。

1. 加入金及び組合費
2. 臨時組合費
3. 事業収益金
4. 寄付金その他の収入金

### (組合費)

第46条 本組合の組合費は大会でその額を定め、本部に納入される。但し支部費は各支部の機関でそれぞれ定める。

### (臨時組合費)

第47条 臨時組合費は組合の運営上やむを得ない必要が生じたとき、追加予算をたてて大会で決定する。

### (組合費の返却)

第48条 本部に納入された組合費はいかなる場合も返却しない。

### (監査)

第49条 本組合の決算は、会計監査の監査をうけ、組合員によって委嘱された職業的資格をもつ会計人の正確であるとの証明を付して、大会に報告しなければならない。

### (管理)

第50条 本部の資産の管理及び会計収支については、執行委員会がその責任を負う。

### (会計年度)

第51条 本組合の会計年度は毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

### (財政規定)

第52条 財政規定については別に定める。

### (支部会計)

第53条 支部会計は本部から還付された支部費及び必要に応じて支部で決定する支部費によってまかなう。支部の会計は別に定める財政規定及び支部運営細則による。

## 第8章 付 則

### (闘争委員会設置)

第54条 大会の争議権確立にもとづき、組合は闘争委員会を設置することができる。その場合、各組織はそれぞれ本部闘争委員会・支部闘争委員会で運営される。闘争委員会設置下の組合の運営は別に定める闘争委員会設置細則による。(支部独自の闘争体制)

第55条 支部独自の問題についての闘争委員会設置は支部総会の決定によって行う。

### (会議の成立と議決)

第56条 特に定めない場合、会議の成立は出席者の過半数で決定する。

### (解散)

第57条 本組合は、大会の決定を得た後、全組合員の直接無記名投票による3分の2以上の賛成がなければ解散することができない。

(細則)

第58条 本規約の運用について必要な細則は執行委員会において定める。

(共済会)

第59条 本組合の組合員は、本組合に併設する共済会に入会するものとする。共済金については別に規定を定める。

(住所の変更)

第60条 本組合の本部住所が変更になった場合、規約改定の手続きを経ず、第2条所載の住所を自動的に変更するものとする。

(施行期日)

第61条 本規約は1977年11月19日より施行する。

1. 本規約は一部を改正し、1979年11月10日から施行する。
2. 本規約は一部を改正し、1981年3月16日から施行する。
3. 本規約は一部を改正し、1982年10月4日から施行する。
4. 本規約は一部を改正し、1984年10月14日から施行する。
5. 本規約は一部を改正し、2005年2月18日から施行する。
6. 本規約は一部を改正し、2009年2月13日から施行する。
7. 本規約は一部を改正し、2010年2月19日から施行する。

## 財 政 規 定

- 第1条 本規定は組合規約第52条により定める。
- 第2条 組合の会計年度は毎年2~~月~~月1日より翌年1~~月~~月31日迄とする。
- 第3条 組合の経費は次の収入をもってまかなう。
1. 組合費収入
  2. 臨時組合費収入
  3. 加入金収入
  4. 事業収益金
  5. 寄付金
  6. その他の収入金
- 第4条 組合費2000円（但し失業中のもの1000円、年収300万を越すもの2500円）は遅くとも当月20日迄に納入しなければならない。会計は毎月末に組合員納入状況と組合費未納者リストを書記局に提出しなければならない。
- 第5条 加入金は加入の時に1000円納入するものとする。
- 第6条 組合が行う事業に関する会計は別途会計を組み、その収支明細は毎年大会において決算書と共に提出し、その剰余金又は欠損金は大会の承認を得て次期会計に繰入れ、特別の事情がない限り、共済金または組合基金に積立てるものとする。
- 第7条 寄付金収入の生じた場合、その金額が500円を越える時は執行委員会の承認を得たのち、遅滞なくこれを収入の部に計上しなければならない。
- 第8条 その他の収入金のある時は執行委員会の承認を得たのち、会計に繰入れられる。
- 第9条 組合は毎月一定額の闘争資金を積立てなくてはならない。その額は1名宛組合費の30%を限度とし、その支出は闘争資金運用細則によるものとする。第10条 執行委員長は下記の書類を作成し、定期大会の承認を経なければならない。
1. 収支計算書
  2. 貸借対照表
  3. 財産目録
  4. 事業収益決算書
  5. 共済金収支決算書
- 第11条 組合は財産の許す限り予備費を積立てなければならない。予備費の運用は執行委員会の議決によって行われる。
- 第12条 予算の成立後何らかの事由により、その変更を加える必要のある時は、大会の決定によりこれを補正することができる。
- 第13条 既納の組合費、臨時組合費、加入金は明らかに算定の誤りと認められた時以外は事由の如何を問わず返却しない。
- 第14条 組合員より会計帳簿の閲覧請求があった時は、遅滞なくこれに応じなくてはならない。
- 第15条 本組合が闘争態勢に入った時は、ただちに特別会計を組み本部闘争委員会の管轄によりこれをまかなう。



第16条 本組合の活動を理由に不利益な扱いを受けた場合には、執行委員会の決定により、組合基金を運用してこれを救済することができる。

第17条 組合費は原則として支部が徴収して、本部に納入するものとするが、支部の事情によっては本部が代行することがある。その場合は当該支部が組合員1名当たり50円の手数料を本部に納入するものとする。

#### 付則

第18条 この規定の改廃は大会で行う。

第19条 この規定は1977年11月19日より施行する。

1. 本規定の一部を改正し、1979年11月10日から施行する。
2. 本規定の一部を改正し、1983年10月2日から施行する。
3. 本規定の一部を改正し、1989年9月2日から施行する。
4. 本規定の一部を改正し、2012年2月17日から施行する。

## 選挙規定

### 1 総則

第1条 この規定は、組合同規約第26条によって定める。

第2条 この規定は、組合同規約第37条の役員選挙に適用する。

### 2 選挙の公示

第3条 役員選出に当って大会は、組合員中より若干名の選挙管理委員を選び、選挙管理委員会を設けて次の事項を行う。

1. 選挙の公示
2. 立候補の受付と発表
3. 投票及び開票の管理
4. 投票及び開票立会人並びに書記の指名
5. 当選の確認と発表
6. その他選挙に必要な事項

第4条 選挙管理委員の任期は1年とする。但し役員選挙に立候補したものはこの会の構成員にはなれない。

第5条 選挙管理委員会は、互選により委員長1名をおく。

第6条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。

### 3 立候補

第7条 候補者は本人の立候補、または他の組合員の推薦によって立候補する。立候補の届けでに当っては、本人の承認を得て選挙管理委員会の指示に従って提出する。

第8条 候補者はすべて組合員でなければならない。

### 4 選挙方法

第9条 選挙は直接無記名投票とし、次の方法で行う。

1. 執行委員長、書記長は単記
2. 副執行委員長、会計監査は完全連記
3. 執行委員は定数の2分の1以下の制限連記

第10条 当選の決定は下記による。

1. 単記の場合は、有効投票数の最多数とする。
2. 連記の場合は、有効投票数の多数を得た順序とする。
3. 執行委員長、副執行委員長、書記長、会計監査の場合は、有効投票数の過半数を得なければならない。
4. 過半数に満たない場合及び下位同数の場合は決戦投票を行う。

### 5 無効投票

第11条 次の投票は無効とする。

1. 所定の投票用紙によらないもの。
2. 判断の不可能なもの。
3. 定められた数以上または以下の人数を記入したもの。
4. その他選挙管理委員会が無効と判断したもの。

6 信任投票

第12条 候補者が定数を超えない場合は、第9条の方法によらず各候補者について信任投票を行うものとする。

7 付則

第13条 この規定の改廃は大会で行う。

第14条 この規定は1977年11月19日より施行する。

## 本部運営細則

### (総則)

第1条 本細則は組合同約第58条により定める。

### (労働者供給事業)

第2条 労働者供給事業を行う支部は次の通りとする。

- (1) ソフトウェアセクション
- (2) スタッフセクション
- (3) その他、本部執行委員会が認めた支部準備会等

第3条 第2条に定める支部に所属していた組合員が他の支部に移籍した後に、次の行為をしてはならない。違反した場合は、本部執行委員会に諮り処分することがある。

- (1) 本組合と取引のある供給先または当該組合員が過去に就労した供給先との間で当該組合員が本組合を介さずに契約すること。

### (移籍)

第4条 支部間の移籍は、当該組合員を受け入れる支部委員会が承認する。一方の支部委員会が成立しない場合は本部執行委員会がその支部委員会に代わって承認する。

### (組合費)

第5条 組合費のうち就労中の本部費は1,200円、失業中の本部費は1,000円とする。  
なお、月収が10万円以下の場合は失業中とみなす。

### (代行)

第6条 本部執行委員会は、各支部において支部委員会が選出されないことにより、組織運営に支障をきたすと判断した場合は、当該支部委員会を代行することができる。

### (付則)

第7条 この細則の改廃は大会で行う。

第8条 この細則は2011年2月18日より施行する。

2. この細則は第5条及び第6条を追加し、2012年2月17日より施行する。

本部慶弔共済

2012/2/17

名称		給付額
結婚祝い金		8,000 円
出生祝い金		3,000 円
子供の就学		2,000 円
傷病見舞金	休業 14 日以上	2,000 円
	休業 30 日以上	4,000 円
	休業 90 日以上	7,000 円
廃疾見舞金		30,000 円
死亡弔慰金	組合員	30,000 円
	配偶者	20,000 円
	子	10,000 円
	親	3,000 円